

旭化成株式会社 殿

誓約書

当社は、旭化成株式会社（以下「旭化成」という。）が各府省または独立行政法人から配分される「公的研究費」（委託費、助成金、交付金、補助金等をいう。）による研究開発に関連した取引を行うにあたり、以下について誓約します。

- (1) 購買取引に関連する法令を遵守し、不正取引や不適切な行為に関与しないこと。
- (2) 旭化成や当社の役員および従業員が、購買取引に関連する法令に違反したり、不正取引や不適切な行為に関与した場合、またはそのおそれがある場合は、直接旭化成に連絡するか、封書で以下の宛先に連絡すること。

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-10-1 有楽町ビル1120号
三宅法律事務所「旭化成 コンプライアンス通報」係 宛

- (3) 旭化成の監査等により、当社の取引帳簿の閲覧や提出等が要請される場合は、可能な限り協力すること。
- (4) 当社に上記(1)の事項についての違反があると認められた場合には、取引停止を含む処分を講じられる可能性があることを理解していること。

(西暦) 年 月 日

(住所)

(社名)

(役職・氏名)

印